

徳島県有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業補助金交付要綱（案）

（補助金の交付）

第1条 知事は、スプリンクラー等が設置されていない有床診療所等におけるスプリンクラー等の整備を促進することにより、火災が発生した際の被害の甚大化を防ぐことを目的とし、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人、その他知事が適当と認める者が開設する医療機関が行うスプリンクラー等施設整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付については、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱（平成26年3月7日医政発0307第3号）、医療施設等施設整備費補助金交付要綱（昭和54年7月27日厚生省発医第137号）及び徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（経費及び補助金の算定）

第2条 前条の経費は別表第3欄のとおりとする。ただし、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- （1）土地の取得又は整地に要する費用
- （2）門、柵、塀及び造園工事並びに通路施設に要する費用
- （3）設計その他工事に伴う事務に要する費用
- （4）既存建物の買収に要する費用
- （5）その他整備費として適当と認められない費用

2 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

- （1）別表第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- （2）前号により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

（補助金交付申請書等）

第3条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業経費所要額調書（様式第2号）
- （2）有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業計画書（様式第3号）
- （3）工事仕様書
- （4）工事設計書
- （5）工事仕訳書
- （6）収支予算書（見込書）抄本
- （7）その他参考となる資料

3 規則第3条の知事の定める期日は、別に定める。

4 規則第3条の補助金交付申請書を提出するにあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第4条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

(1) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(3) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。

ア 建物の設置場所の変更（軽微な変更を除く。）

イ 建物の規模、構造又は用途の変更（軽微な変更を除く。）

(4) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。

(5) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第4号）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

（軽微な変更）

第5条 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない変更及び建物の規模、構造又は用途の変更で機能を著しく変更しない変更とする。

（変更承認の申請書等）

第6条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業の変更（中止・廃止）の内容及び理由を記した書類

(2) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業経費所要額調書（様式第2号）

(3) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業計画書（様式第3号）

(4) 工事仕様書

(5) 工事設計書

(6) 工事仕訳書

(7) 収支予算書（見込書）抄本

(8) その他参考となる資料

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（実績報告書）

第7条 規則第11条の実績報告は、様式第6号による。

2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業経費所要額精算書（様式第7号）

(2) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実績報告書（様式第8号）

(3) 収支決算書（見込書）抄本

(4) 補助事業完成後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真

(5) 契約書の写し

(6) 補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示すこと。）

(7) 工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書

(8) その他参考となる資料

3 規則第11条の規定による実績報告書は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受け た日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日の いずれか早い期日までにしなければならない。

4 第3条第4項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、規則第11条の実績報告 書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、

これを補助金から減額するよう手続を行うものとする。

(補助金の請求)

第8条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第6条の2)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第9条 知事は、前条の補助金請求書を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第10条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。

2 補助事業者は前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書に より交付を受ける理由を記載した書類を添えて知事に提出しなければならない。

(帳簿等の保管期間)

第11条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(財産処分の制限)

第12条 規則第17条ただし書の知事が定める期間は、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成20年4月17日健発第0417001号)で定める年数とする。

(書類の提出部数等)

第13条 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、3部とする。

附 則

この交付要綱は、平成26年6月25日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この交付要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要綱は、平成28年12月16日から施行する。

附 則

この交付要綱は、令和元年7月10日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要綱は、令和 2 年 8 月 1 3 日から施行し、令和 2 年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要綱は、令和 5 年 9 月 2 6 日から施行し、令和 5 年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要綱は、令和 6 年 月 日から施行し、令和 6 年度分の補助金から適用する。

別 表（第2条関係）

1 区 分	2 基準額	3 対象経費	4 補助額(率)
有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	補助対象施設の整備面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は（１）、（２）に限り１施設当たり２,３５０千円を加算する。 （ただし、知事の定める額を限度とする。） （１）通常型スプリンクラー 整備面積 １㎡あたり 基準単価 ２３千円 （ただし、知事の定める額を限度とする。） （２）水道連結型スプリンクラー 整備面積 １㎡あたり 基準単価 ２２千円 （ただし、知事の定める額を限度とする。） （３）パッケージ型自動消火設備 整備面積 １㎡あたり 基準単価 ２７千円 （ただし、知事の定める額を限度とする。） （４）消防法施行令（昭和３６年政令第３７号）第３２条適用設備 整備面積 １㎡あたり 基準単価 ２６千円 （ただし、知事の定める額を限度とする。）	スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備を含む。）整備のために必要な工事費又は工事請負費	２分の１
	自動火災報知設備を新設する場合 医療機関 １施設あたり １,２２２千円 （ただし、知事の定める額を限度とする。）	自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費	定額